

# 長浜バイオ大学学則

## 目次

第1章 総則	- 3 -
第1節 目的	- 3 -
第2節 自己点検および自己評価	- 3 -
(情報の公開)	- 3 -
第3節 組織	- 3 -
(学部)	- 3 -
(定員)	- 3 -
(食品衛生課程)	- 3 -
(臨床検査技師国家試験受験資格)	- 3 -
(附属図書館)	- 3 -
第4節 職員組織	- 4 -
(学長)	- 4 -
(職員)	- 4 -
(学部長)	- 4 -
(学科長)	- 4 -
(名誉教授)	- 4 -
(客員教員等)	- 4 -
第5節 教授会	- 4 -
(教授会)	- 4 -
(専門委員会)	- 5 -
第6節 学年、学期および休業日	- 5 -
(学年)	- 5 -
(学期)	- 5 -
(休業日)	- 5 -
第2章 通則	- 5 -
第1節 修業年限および在学年限	- 5 -
(修業年限)	- 5 -
(在学年限)	- 5 -
第2節 入学	- 5 -
(入学の時期)	- 5 -
(入学資格)	- 5 -
(入学の出願)	- 6 -
(入学者の選考)	- 6 -
(編入学)	- 6 -
(転入学)	- 6 -
(転学科)	- 6 -
(再入学)	- 6 -
(編入学等の場合の取扱い)	- 7 -
第3節 授業科目および履修方法等	- 7 -
(授業科目)	- 7 -
(単位計算方法)	- 7 -
(単位の授与)	- 7 -
(年間履修単位数)	- 7 -

(履修方法および修得単位数) .....	- 7 -
(他大学等における授業科目の履修等) .....	- 7 -
(大学以外の教育施設等における学修) .....	- 7 -
(入学前の既修得単位等の認定) .....	- 8 -
(成績の評価) .....	- 8 -
(進 級) .....	- 8 -
第4節 休学・転学・留学および退学.....	- 8 -
(休 学) .....	- 8 -
(転 学) .....	- 8 -
(留 学) .....	- 8 -
(退 学) .....	- 8 -
(除 籍) .....	- 9 -
第5節 卒業、学位および資格.....	- 9 -
(卒 業) .....	- 9 -
(学 位) .....	- 9 -
第6節 賞罰 .....	- 9 -
(表 彰) .....	- 9 -
(懲 戒) .....	- 9 -
第7節 福利厚生施設.....	- 9 -
第3章 補 則 .....	- 9 -
第1節 研究生、研修員、科目等履修生、聴講生および外国人留学生.....	- 9 -
(研究生) .....	- 9 -
(研修員) .....	- 10 -
(科目等履修生) .....	- 10 -
(特別科目等履修生) .....	- 10 -
(聴講生) .....	- 10 -
(特別聴講生) .....	- 10 -
(外国人留学生) .....	- 10 -
第2節 入学料、授業料およびその他の学費.....	- 10 -
(入学料) .....	- 10 -
(授業料等) .....	- 10 -
第3節 奨学制度 .....	- 10 -
(奨学制度) .....	- 11 -
第4節 附属研究所.....	- 11 -
(附属研究所) .....	- 11 -
第4章 改廃規定 .....	- 11 -
(改 廃) .....	- 11 -
別表 .....	- 14 -
1. フロンティアバイオサイエンス学科.....	- 14 -
2. アニマルバイオサイエンス学科.....	- 16 -
3. バイオデータサイエンス学科.....	- 18 -

## 第1章 総 則

### 第1節 目 的

- 第1条** 本学は、教育基本法および学校教育法に基づき、新時代に相応しい豊かな人間性と幅広い教養を涵養し、科学的合理性に富む最先端のバイオサイエンス専門技術教育を行い、もって、時代を切り拓く視野と創造性、高い専門知識と技術力を身につけた人材を養成するとともに、地域社会の発展、産業の振興、国際交流並びに学術文化の発展に貢献することを目的とする。
- 2 第3条に定める学科の人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的については、学科ごとに別に定める。

### 第2節 自己点検および自己評価

- 第2条** 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検および評価を行うものとする。
- 2 前項の点検および評価に関し必要な事項は、別に定める。

#### (情報の公開)

- 第2条の2** 本大学は、教育研究活動等の状況について、ホームページや刊行物への掲載、その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公開するものとする。

### 第3節 組 織

#### (学 部)

- 第3条** 本学に、次の学部および学科を置く。
- |            |                  |
|------------|------------------|
| バイオサイエンス学部 | フロンティアバイオサイエンス学科 |
|            | アニマルバイオサイエンス学科   |
|            | バイオデータサイエンス学科    |

#### (定 員)

- 第4条** 前条の学部に置く入学定員、収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
フロンティアバイオサイエンス学科	118名	3年次4名	960名
アニマルバイオサイエンス学科	50名		
バイオデータサイエンス学科	70名		

#### (食品衛生課程)

- 第4条の2** アニマルバイオサイエンス学科の下に食品衛生課程を置く。食品衛生課程に関し必要な事項は、別に定める。

#### (臨床検査技師国家試験受験資格)

- 第4条の3** フロンティアバイオサイエンス学科の臨床検査学コースに、臨床検査技師国家試験受験資格要件科目を設置する。臨床検査技師国家試験受験資格に関しての必要な事項は、別に定める。

#### (附属図書館)

- 第5条** 本学に、図書館を置く。
- 2 図書館に関する規程は、別に定める。

## 第4節 職員組織

### (学長・副学長)

第6条 本学に学長を置く。

- 2 本学に副学長を置くことができる。
- 3 学長は、本学の教学に関する事項を統括し、副学長は学長の職務を全般的に補佐する。
- 4 学長及び副学長の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

### (職員)

第7条 本学に教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員およびその他の職員を置く。

### (学部長)

第8条 学部に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。

- 2 学部長は、学部の教学に関する事項を統括する。
- 3 学部長の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

### (学科長)

第8条の2 学科に学科長を置き、当該学科の教授をもって充てる。

- 2 学科長は、学科の教学に関する事項を統括する。
- 3 学科長の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

### (名誉教授)

第9条 本学に、名誉教授を置くことができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

### (客員教員等)

第10条 本学に客員教員および客員研究員を置くことができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5節 教授会

### (教授会)

第11条 本学の学部に教授会を置く。

- 2 教授会は、学部に所属する教授、准教授、および講師をもって構成する。ただし、教授会が必要と認めたときは、その他の職員を加えることができる。
- 3 教授会は、学部長がこれを招集し、議長となる。
- 4 学長は、必要と認めたとき、教授会の招集を要請し、または教授会に出席して発言することができる。
- 5 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
  - (1) 学生の入学と卒業および課程の修了に関する事
  - (2) 学位の授与に関する事
  - (3) 教育課程、授業、学力考査および単位の認定に関する事
  - (4) 教員の任用および昇任に関する事
  - (5) 学生の指導および賞罰に関する事
  - (6) 第(1)号～第(5)号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 6 教授会は前項に規定するもののほか、学長および学部長(以下「学長等」という)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ、意見を述

べることができる。

7 教授会の運営等に必要な事項は、別に定める。

#### (専門委員会)

**第 11 条の 2** 教学、成績評価、研究、組織、学生指導に係る専門委員会を設置する。

2 教授会は、その定めるところにより、専門委員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

### 第 6 節 学年、学期および休業日

#### (学 年)

**第 12 条** 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### (学 期)

**第 13 条** 学年を原則として次の 2 学期に分ける。

前 期 (春学期) 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後 期 (秋学期) 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

#### (休業日)

**第 14 条** 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日および土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日

(3) 創立記念日 (12 月 19 日)

(4) ユネスコ無形文化遺産：長浜曳山祭 (4 月 15 日)

(5) 学長が必要と認めたときは、教授会の審議を経て前各号の休業日のほかに休業の日を定めることができる。

2 学長は必要がある場合は、前項の休業日を変更し、もしくは臨時に休業し、または休業日における授業等を行わせることができる。

## 第 2 章 通則

### 第 1 節 修業年限および在学年限

#### (修業年限)

**第 15 条** 修業年限は、4 年とする。

#### (在学年限)

**第 16 条** 学生は 8 年を超えて在学することはできない。ただし、編入学、転入学および再入学したものにあつては、それぞれ在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

### 第 2 節 入学

#### (入学の時期)

**第 17 条** 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、学期の初めとすることができる。

#### (入学資格)

**第 18 条** 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者または通常の課程以外の課程により

- これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者またこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
  - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - (5) 文部科学大臣の指定した者
  - (6) 大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
  - (7) その他相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者

#### (入学の出願)

**第 19 条** 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書、その他別に定める書類を提出するとともに、入学検定料を納入しなければならない。

- 2 一旦納入された入学検定料は返還しない。

#### (入学者の選考)

**第 20 条** 入学者の選考は、別に定めるところにより行う。

#### (入学手続および入学許可)

**第 21 条** 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学申込手続書類を提出し、所定の入学金および学費を納付しなければならない。入学の手続については別に定める。

- 2 前項の入学手続を完了した者については、教授会の審議を経て、学長が入学を許可する。

#### (編入学)

**第 22 条** 本学に編入学を志願する者については、選考の上、学長は 3 年次に入学を許可することができる。

- 2 前項により入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 他の大学を卒業した者
- (2) 大学に 2 年以上在学し、60 単位以上修得した者
- (3) 短期大学または高等専門学校を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第 5 6 条に規定する者に限る。）

#### (転入学)

**第 23 条** 他の大学に在籍している者で本学に転入学を志願する者については、選考の上、学長は相当年次に入学を許可することができる。

#### (転学科)

**第 23 条の 2** 本学の他の学科に転学科を希望する者については、選考の上、教授会の審議を経て、学長は 2 年次または 3 年次に入学を許可することができる。

- 2 転学科に関する取り扱いについては、別に定める。

#### (再入学)

**第 24 条** 本学を卒業または退学した者で、本学に再入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の審議を経て、学長は相当年次に入学を許可することができる。

#### (編入学等の場合の取扱い)

**第 25 条** 前 3 条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目および修得した単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の審議を経て学長が決定する。

### 第 3 節 授業科目および履修方法等

#### (授業科目)

**第 26 条** 授業科目および単位は、別表のとおりとする。

- 2 学長が必要と認めた場合には、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。
- 4 別表に掲げる授業科目のほか、教授会の審議を経て学長が教育上必要であると認めるときは、別に他の授業科目を設けることができる。

#### (単位計算方法)

**第 27 条** 各授業科目の単位数は、1 単位を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義および演習については、15 時間ないし 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習および実技については、30 時間ないし 45 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切であると認められる場合には、教授会の審議を経て学長が単位数を定めることができる。

#### (単位の授与)

**第 28 条** 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

#### (年間履修単位数)

**第 28 条の 2** 年間履修単位数の制限については、別に定める。

#### (履修方法および修得単位数)

**第 29 条** 卒業の認定を受けるために必要な単位数は以下のとおりとする。

- (1) フロンティアバイオサイエンス学科 1 2 8 単位以上
- (2) アニマルバイオサイエンス学科 1 2 8 単位以上
- (3) バイオデータサイエンス学科 1 2 8 単位以上
- 2 授業科目等の学修にあたっては、「長浜バイオ大学バイオサイエンス学部履修規程」に定めるところに従い履修すること。

#### (他大学等における授業科目の履修等)

**第 30 条** 本学が教育上有益と認めるときは、教授会の審議を経て、学長は他大学または短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学または短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、60 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。
- 3 前 2 項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学した場合に準用する。
- 4 第 2 項による科目の取り扱い、単位認定等については、別に定める。

#### (大学以外の教育施設等における学修)

**第 31 条** 本学が教育上有益と認めるときは、教授会の審議を経て、学長は学生が行う短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により修得したとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

#### (入学前の既修得単位等の認定)

**第 32 条** 本学が教育上有益と認めるときは、教授会の審議を経て、学長は学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項の規定により与えることができる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 30 条第 1 項および第 3 項ならびに前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

#### (成績の評価)

**第 33 条** 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C および D をもって表し、S、A、B、および C を合格とし、D を不合格とする。ただし、評点を付さない授業科目については、合格、不合格をもって表す。

#### (進 級)

**第 33 条の 2** 各年次の進級要件を設け、これを満たさない場合は留年とする。

2 進級要件に関する規程については、別に定める。

3 進級、留年の決定については、教授会の審議を経て、学長が行う。

### 第 4 節 休学・転学・留学および退学

#### (休 学)

**第 34 条** 病気その他やむをえない事由により引き続き 2 か月以上修学することができない者は、所定の手続の上、休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学に関する取り扱いについては、別に定める。

#### (転 学)

**第 35 条** 他の大学等への入学または転入学を志願する者は、学長の許可を受けなければならない。

2 転学に関する取り扱いについては、別に定める。

#### (留 学)

**第 36 条** 外国の大学等に留学することを志願する者は、学長の許可を受けなければならない。

2 留学に関する取り扱いについては、別に定める。

#### (退 学)

**第 37 条** 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 退学に関する取り扱いについては、別に定める。

#### (除 籍)

**第 38 条** 次のいずれかに該当する者については、学長は除籍することができる。

- (1) 授業料その他の学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 16 条に定める在学年限を超えた者
- (3) 休学期間の通算限度を超えて、なお復学できない者
- (4) 死亡した者または 2 年以上にわたり行方不明の者

### 第 5 節 卒業、学位および資格

#### (卒 業)

**第 39 条** 本学に 4 年(第 22 条から 24 条までの規定により入学した者にあつては、第 25 条の規定により定められた在学すべき年数)以上在学して、第 29 条に定める単位を修得した者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

#### (学 位)

**第 40 条** 卒業した者には、次の学士の学位を授与する。

学士(バイオサイエンス)

### 第 6 節 賞罰

#### (表 彰)

**第 41 条** 本学の目的および使命に則り、他の学生の模範となる行為のあった学生に対し、学長は表彰することができる。

#### (懲 戒)

**第 42 条** 本学の学則その他の規程に違反し、または本学学生としての本分に反する行為をした者については、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学および退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関する取扱いについては、別に定める

### 第 7 節 福利厚生施設

**第 43 条** 本学に、学生の福利厚生を図るため、外国人留学生居住施設、医務室その他の施設を置く。

## 第 3 章 補 則

### 第 1 節 研究生、研修員、科目等履修生、聴講生および外国人留学生

#### (研究生)

**第 44 条** 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がある時は、本学の教育研究に支障のない場合に限り、教授会の審議を経て、学長は研究生として受け入れることができる。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

#### (研修員)

**第 45 条** 本学において、官公庁、学校その他の機関から、その所属する職員に特定の専門事項について研究・研修させるための委託があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、教授会の審議を経て、学長は研修員として受け入れることができる。

2 研修員に関する規程は、別に定める。

#### (科目等履修生)

**第 46 条** 本学の学生以外の者で、本学の特定科目を履修し、その単位の修得を希望する者がある時は、本学教育に支障のない場合に限り、教授会の審議を経て、学長は科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

#### (特別科目等履修生)

**第 47 条** 本学のフロンティアバイオサイエンス学科臨床検査学コースに在籍し卒業した者で、臨床検査技師国家試験受験を目指すため、「臨床検査技師国家試験受験資格要件科目」の履修を希望する場合は、本学教育に支障のない場合に限り、教授会の審議を経て、学長は特別科目等履修生として許可することができる。

2 特別科目等履修生に関する規程は、別に定める。

#### (聴講生)

**第 48 条** 本学の学生以外の者で、本学の特定科目を聴講することを志願する者がある時は、教授会の審議を経て、学長は聴講生として許可することができる。

2 聴講生に関する規程は、別に定める。

#### (特別聴講生)

**第 49 条** 他の大学等との協定に基づき、本学の科目を履修し、その単位の修得を希望する者がある場合、教授会の審議を経て、学長は、特別聴講生として受け入れを許可することができる。

2 特別聴講生に関する規程は、別に定める。

#### (外国人留学生)

**第 50 条** 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者がある時は教授会の審議を経て、学長は入学許可または受け入れをすることができる。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

### 第 2 節 入学料、授業料およびその他の学費

#### (入学料)

**第 51 条** 入学を許可された者は、所定の期日までに入学料を納めなければならない。

2 前項の入学料を納めない時は、入学の許可を取り消すことができる。

3 入学料に関する規程は、別に定める。

#### (授業料等)

**第 52 条** 授業料等は、所定期日までに納めなければならない。

2 授業料等に関する規程は、別に定める。

### 第 3 節 奨学制度

**(奨学制度)**

**第53条** 本学に奨学生制度を設け、学業、人物ともに優秀な者に奨学金を支給する。

2 前項の制度に関する取り扱いは、別に定める。

**第4節 付属研究所**

**(付属研究所)**

**第54条** 本学に次の付属研究所を置く。

(1) ゲノム編集研究所

**第4章 改廃規定**

**(改 廃)**

**第55条** 本学則の改廃は、教授会の審議を経て、理事会の承認により行う。

**附 則**

この学則は、2003年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、2006年12月12日に改正し、2007年4月1日から施行する。(第7条、第11条)

**附 則**

この学則は、2007年2月9日に改正し、2007年4月1日から施行する。(第26条、第29条、第30条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条)

ただし、環びわ湖単位互換制度に伴う特別聴講生に関する規程は2006年度受け入れ学生より適用する。また、別表に掲載する「文学」および「経済学」は2006年度入学生より、「現代の政治と社会」、「英語Ⅲ」および「英語Ⅳ」は2005年度入学生よりそれぞれ適用する。また、「特殊講義(単位互換)」は2003年度入学生より自由選択科目として、「特殊講義(編入学)」は2009年度編入学者よりそれぞれ適用する。

**附 則**

この学則は、2008年3月5日に改正し、2008年4月1日から施行する。(第1条)

**附 則**

1 この学則は、2008年5月29日に改正し、2009年4月1日から施行する。(第3条、第4条、第23条の2、第29条、別表)

2 この学則は、第42回理事会(2009年3月26日)の審議を経て、2009年4月1日に改正し、即日施行する。(第8条の2追加)

**附 則**

この学則は、2011年2月25日に改正し、2011年4月1日から施行する。(第4条の2、第11条の2、第26条第3項、第28条の2、第29条、第33条の2、第38条第2号)

**附 則**

この学則は、2013年2月26日に改正し、2013年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、2014年2月25日に改正し、2014年4月1日から施行する。ただし、第4条、第26条、第29条、第33条は2014年度入学生から適用する。

#### 附 則

この学則は、2014年10月21日に改正し、2015年4月1日から施行する。(第11条他改正)

#### 附 則

この学則は、2015年2月24日に改正し、2015年4月1日から施行する。(第29条、別表改正)

#### 附 則

この学則は、2015年7月28日に改正し、2016年4月1日から施行する。(第4条改正)

#### 附 則

この学則は、2016年2月23日に改正し、2016年4月1日入学生から適用する。(別表改正) 但し、「おうみ学生未来塾」に関しては2015年度以前入学生にも適用する。

#### 附 則

この学則は、2017年2月28日に改正し、2017年4月1日入学生から適用する(第13条、第14条、第29条、第38条、別表改正)。但し、第13条、第14条、第38条の改正、別表の「海外英語研修」「バイオ産業論」に関しては2016年度以前入学生にも適用する。

#### 附 則

1 この学則は、2018年3月28日に改正し、2019年4月1日より施行する。(第3条、第4条、第26条別表、第29条第1項)

ただし、この学則施行の前日に入学した者については、従前の学則を適用する。

2 第3条、第4条、第29条第1項に関わらず、バイオサイエンス学科、コンピュータバイオサイエンス学科は、当該学科に2019年3月31日に在籍する学生が在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

#### 附 則

1 この学則は、2019年2月26日に改正し、2019年4月1日より施行する。(第26条別表) ただし、この学則施行の前日に入学した者については、従前の学則を適用する。

2 別表の「生産管理システム」に関しては2019年度以前入学生にも適用する。

#### 附 則

この学則は、2019年7月30日に改正し、即日施行する。(第53条追加)

#### 附 則

この学則は、2020年2月25日に改正し、2020年4月1日より施行する。(別表改正) ただし、この施行の前日に入学した者については、従前の学則を適用する。

#### 附 則

この学則は、2021年2月24日に改正し、2021年4月1日より施行する。(第26条、別表改正) ただし、この施行の前日に入学した者については、従前の学則を適用する。

2 第26条に関しては2021年度以前入学生にも適用する。

#### 附 則

この学則は、2022年2月25日に改正し、2022年4月1日より施行する。(第4条の3、第47条追加、第29条、別表改正) ただし、この施行の前日に入学した者については、従前の

学則を適用する。

**附 則**

この学則は、2023年2月24日に改正し、2023年4月1日より施行する。(第6条改正)

**附 則**

1 この学則は、2023年2月24日に改正し、2024年4月1日より施行する。(第3条、第4条、第29条、別表改正)

ただし、この学則施行の日前に入学した者については、従前の学則を適用する。

2 第3条、第4条、第29条第1項に関わらず、メディカルバイオサイエンス学科は、当該学科に2024年3月31日に在籍する学生が在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

**附 則**

この学則は、2023年5月29日に改正し、2023年6月1日から施行する。(第6条改正)

**附 則**

この学則は、2024年2月27日に改正し、2024年4月1日より施行する。(第26条、別表改正) ただし、この施行の日前に入学した者については、従前の学則を適用する。

## 別表

### 1. フロンティアバイオサイエンス学科

授業科目	単位数
数理科学Ⅰ（数学基礎）	2
数理科学Ⅱ（力学）	2
数理科学Ⅲ（確率・統計）	2
数理科学Ⅳ（電磁気学）	2
数学基礎演習Ⅰ（基礎解析）	1
数学基礎演習Ⅱ（微分積分）	1
線形代数学	2
解析学	2
数理科学Ⅴ（数理モデル）	2
エッセンシャル生物学Ⅰ	2
エッセンシャル生物学Ⅱ	2
生物学基礎	2
化学基礎	2
一般英語Ⅰ	2
一般英語Ⅱ	2
科学英語Ⅰ	2
科学英語Ⅱ	2
英会話	1
科学英語Ⅲ	2
科学英語Ⅳ	2
英語多読Ⅰ	2
英語多読Ⅱ	2
TOEIC 講座Ⅰ	2
TOEIC 講座Ⅱ	2
海外英語研修	1
言語表現Ⅰ	2
言語表現Ⅱ	2
日本語Ⅰ（留学生）	1
日本語Ⅱ（留学生）	1
自然科学基礎実験Ⅰ	3
自然科学基礎実験Ⅱ	3
コンピュータ基礎実習	1
コンピュータ応用実習	1
経済学	2
科学技術論	2
健康保健学	2
法学（日本国憲法）	2
サイエンスイノベーション入門	2
現代の政治と社会	2
社会学	2
哲学	2
世界史	2
心理学	2
文学	2
日本の歴史と文化	2
近江の文化と歴史	2
大学での学びと実践方法Ⅰ	2
大学での学びと実践方法Ⅱ	2
キャリアデザイン	2
地域連携学習	2

授業科目	単位数
マーケティング入門	1
インターンシップ実習	1
バイオ実験夢チャレンジⅠ	1
バイオ実験夢チャレンジⅡ	1
生命倫理・研究倫理	2
生命情報科学概論	2
ゲノム解析学	2
エッセンシャル生化学Ⅰ	2
エッセンシャル生化学Ⅱ	2
エッセンシャル化学Ⅰ	2
エッセンシャル化学Ⅱ	2
安全学	2
バイオビジネス概論	2
化学工学基礎	2
生物工学システム	2
工学デザイン概論	2
生命情報科学実習	1
応用実験Ⅰ（DNA系）	1.2
応用実験Ⅰ（タンパク質系）	1.2
応用実験Ⅰ（動植物系）	1.2
応用実験Ⅰ（物質系）	1.2
応用実験Ⅰ（微生物系）	1.2
応用実験Ⅱ（DNA系）	1.2
応用実験Ⅱ（タンパク質系）	1.2
応用実験Ⅱ（動植物系）	1.2
応用実験Ⅱ（物質系）	1.2
応用実験Ⅱ（情報系）	1.2
有機化学	2
遺伝子工学	2
生体高分子解析学	2
環境化学	2
植物科学概論	2
基礎微生物学	2
細胞工学	2
水生動物学	2
遺伝学概論	2
機器分析概論	2
植物生理学	2
植物遺伝子工学	2
生体分子応答学	2
タンパク質工学	2
環境保全学	2
応用微生物学	2
生物生産学概論	2
生体材料工学	2
糖質生物学	2
生理活性物質概論	2
免疫学	2
F 専門実験ⅠB（植物環境系）	3
F 専門実験ⅠA（動物細胞系）	3

授業科目	単位数
F 専門実験Ⅱ A (遺伝系)	3
F 専門実験Ⅱ B (生命科学系)	3
生物情報統計学	2
進化生物学	2
構造生物学	2
ゲノム解析学演習	2
発生生物学	2
神経科学	2
動物系統分類学	2
動物生殖発生学	2
解剖組織学	2
食品衛生学	2
医学概論	2
医用工学演習	1.5
医療情報学概論	2
一般検査学	2
臨床微生物学	2
病理学	4
臨床生理学Ⅱ	4
臨床化学	2
臨床血液学	2
応用実験Ⅱ (一般検査系)	3
病理学実習	2
臨床生理学実習	3
解剖組織学演習	1
臨床微生物学実習	3
免疫検査学実習	3
臨床化学実習	3
応用実験Ⅱ (臨床血液系)	2
臨床検査特論	4
臨床免疫学	2
臨地実習Ⅱ	7
文献調査・講読	2
卒業研究	8
特殊講義	1,2 又は 4
医療安全管理学演習	1.5
動物生理学	2
データ解析学	2
栄養学	2
多様性生物学概論	2
生命情報科学専門実習Ⅰ	1
生命情報科学専門実習Ⅱ	1
エッセンシャル動物科学	2
生産管理システム	1
近江でのSDGsの実践	2
病原ウイルス学	2
薬理学	2
臨床病態学	2
病理組織細胞学	1
輸血・移植検査学	1.5
臨床生理学Ⅰ	2
授業科目	単位数

応用実験Ⅱ (臨床生理系)	1
検査総合管理学	2
公衆衛生学	2
臨地実習前技能演習	1
臨地実習Ⅰ	4
文献調査・講読 (臨床)	1
卒業研究 (臨床)	5
コンピュータシステム基礎	2
人工知能概論	2
ネットワークと情報セキュリティ	2
データベース概論	2
応用実習Ⅰ (プログラミング系)	1.2

## 2. アニマルバイオサイエンス学科

授業科目	単位数
数理科学Ⅰ（数学基礎）	2
数理科学Ⅱ（力学）	2
数理科学Ⅲ（確率・統計）	2
数理科学Ⅳ（電磁気学）	2
数学基礎演習Ⅰ（基礎解析）	1
数学基礎演習Ⅱ（微分積分）	1
線形代数学	2
解析学	2
数理科学Ⅴ（数理モデル）	2
エッセンシャル生物学Ⅰ	2
エッセンシャル生物学Ⅱ	2
生物学基礎	2
化学基礎	2
一般英語Ⅰ	2
一般英語Ⅱ	2
科学英語Ⅰ	2
科学英語Ⅱ	2
英会話	1
科学英語Ⅲ	2
科学英語Ⅳ	2
英語多読Ⅰ	2
英語多読Ⅱ	2
TOEIC 講座Ⅰ	2
TOEIC 講座Ⅱ	2
海外英語研修	1
言語表現Ⅰ	2
言語表現Ⅱ	2
日本語Ⅰ（留学生）	1
日本語Ⅱ（留学生）	1
自然科学基礎実験Ⅰ	3
自然科学基礎実験Ⅲ	3
コンピュータ基礎実習	1
コンピュータ応用実習	1
経済学	2
科学技術論	2
健康保健学	2
法学（日本国憲法）	2
サイエンスイノベーション入門	2
現代の政治と社会	2
社会学	2
哲学	2
世界史	2
心理学	2
文学	2
日本の歴史と文化	2
近江の文化と歴史	2
大学での学びと実践方法Ⅰ	2
大学での学びと実践方法Ⅱ	2
キャリアデザイン	2
地域連携学習	2

授業科目	単位数
マーケティング入門	1
インターンシップ実習	1
バイオ実験夢チャレンジⅠ	1
バイオ実験夢チャレンジⅡ	1
生命倫理・研究倫理	2
生命情報科学概論	2
ゲノム解析学	2
エッセンシャル生化学Ⅰ	2
エッセンシャル生化学Ⅱ	2
エッセンシャル化学Ⅰ	2
エッセンシャル化学Ⅱ	2
安全学	2
バイオビジネス概論	2
化学工学基礎	2
生物工学システム	2
工学デザイン概論	2
生命情報科学実習	1
応用実験Ⅰ（DNA系）	1.2
応用実験Ⅰ（タンパク質系）	1.2
応用実験Ⅰ（物質系）	1.2
応用実験Ⅰ（動植物系）	1.2
応用実験Ⅱ（情報系）	1.2
応用実験Ⅰ（動物科学）	1.2
応用実験Ⅱ（系統分類学）	1.2
応用実験Ⅱ（遺伝子機能解析）	1.2
A専門実験Ⅰ（神経生理学）	1.2
A専門実験Ⅰ（次世代シーケンス）	1.2
A専門実験Ⅱ（実験動物学）	1.5
遺伝子工学	2
生体高分子解析学	2
植物科学概論	2
基礎微生物学	2
水生動物学	2
遺伝学概論	2
機器分析概論	2
生体分子応答学	2
タンパク質工学	2
環境保全学	2
応用微生物学	2
生物生産学概論	2
糖質生物学	2
生理活性物質概論	2
免疫学	2
進化生物学	2
多様性生物学概論	2
エッセンシャル動物科学	2
実験動物学	2
実験動物学演習	1
動物生理学	2
発生生物学	2

神経科学	2
野外調査実習	1
授業科目	単位数
臨海実習	1
動物系統分類学	2
生物多様性実習	1
食農フィールド科学演習	1
動物生殖発生学	2
組織学	2
動物栄養学	2
フロンティア動物科学	2
薬理学	2
応用実験Ⅱ（発生生殖学）	1.2
応用実験Ⅱ（組織解剖学）	1.2
A 専門実験Ⅰ（栄養病態学）	2.4
A 専門実験Ⅰ（遺伝学）	1.2
A 専門実験Ⅱ（病理学）	1.5
A 専門実験Ⅱ（実験生態学）	1.5
湖北動物プロジェクトⅠ	1
湖北動物プロジェクトⅡ （BIWAKO SYSTEM）	1
家畜飼養学実習	1
公衆衛生学	2
食品衛生学	2
文献調査・講読	2
卒業研究	8
特殊講義	1, 2 又は 4
データ解析学	2
有機化学	2
病理学	2
ゲノム解析学演習	2
植物生理学	2
栄養学	2
動物生態学	2
生産管理システム	1
近江でのSDGsの実践	2
コンピュータシステム基礎	2
人工知能概論	2
ネットワークと情報セキュリティ	2
データベース概論	2
応用実習Ⅰ（プログラミング系）	1.2

### 3. バイオデータサイエンス学科

授業科目	単位数
一般英語 I	2
一般英語 II	2
科学英語 I	2
科学英語 II	2
科学英語 III	2
科学英語 IV	2
英語多読 I	2
英語多読 II	2
英会話	1
TOEIC 講座 I	2
TOEIC 講座 II	2
海外英語研修	1
言語表現 I	2
言語表現 II	2
日本語 I (留学生)	1
日本語 II (留学生)	1
科学技術論	2
サイエンスイノベーション入門	2
健康保健学	2
社会学	2
現代の政治と社会	2
哲学	2
世界史	2
心理学	2
経済学	2
法学 (日本国憲法)	2
データ解析学	2
文学	2
日本の歴史と文化	2
近江の文化と歴史	2
近江での SDGs の実践	2
大学での学びと実践方法 I	2
大学での学びと実践方法 II	2
地域連携学習	2
バイオビジネス概論	2
化学工学基礎	2
マーケティング入門	1
工学デザイン概論	2
キャリアデザイン	2
生物工学システム	2
インターンシップ実習	1
生産管理システム	1
数理科学 I (数学基礎)	2
数理科学 II (力学)	2
数理科学 III (確率・統計)	2
数理科学 IV (電磁気学)	2
数理科学 V (数理モデル)	2
線形代数学	2
数学基礎演習 I (基礎解析)	1
数学基礎演習 II (微分積分)	1
解析学	2

授業科目	単位数
化学基礎	2
エッセンシャル生化学 I	2
エッセンシャル生化学 II	2
エッセンシャル化学 I	2
エッセンシャル化学 II	2
安全学	2
機器分析概論	2
有機化学	2
コンピュータ基礎実習	1
コンピュータ応用実習	1
生命情報科学概論	2
生命情報科学実習	1
エッセンシャル生物学 I	2
生物学基礎	2
基礎微生物学	2
エッセンシャル動物科学	2
エッセンシャル生物学 II	2
遺伝子工学	2
植物科学概論	2
多様性生物学概論	2
遺伝学概論	2
生命倫理・研究倫理	2
自然科学基礎実験 I	3
自然科学基礎実験 II	3
応用実習 I (プログラミング系)	1.2
応用実験 I (DNA系)	1.2
応用実験 I (タンパク質系)	1.2
応用実習 I (データサイエンス系)	1.2
応用実験 I (動植物系)	1.2
応用実験 II (物質系)	1.2
応用実験 II (DNA系)	1.2
応用実験 II (タンパク質系)	1.2
応用実験 II (動植物系)	1.2
応用実習 II (データサイエンス系)	1.2
バイオ実験夢チャレンジ I	1
バイオ実験夢チャレンジ II	1
コンピュータシステム基礎	2
人工知能概論	2
ネットワークと情報セキュリティ	2
多変量解析学	2
データベース概論	2
機械学習理論	2
ゲノム解析学	2
医用工学概論	2
進化生物学	2
ゲノム解析学演習	2
医療情報学概論	2
構造生物学	2
実験動物学	2
動物生理学	2
組織学	2

授業科目	単位数
医学概論	2
栄養学	2
神経科学	2
食品衛生学	2
動物系統分類学	2
動物生殖発生学	2
免疫学	2
病原ウイルス学	2
公衆衛生学	2
病理学	2
細胞工学	2
発生生物学	2
薬理学	2
医薬分子機能学	2
生体高分子解析学	2
創薬科学概論	2
タンパク質工学	2
生理活性物質概論	2
生体材料工学	2
D 専門実習 I (データサイエンス系)	3
D 専門実験 I (創薬科学系)	3
D 専門実験 II (医科学系)	3
D 専門実習 II (データサイエンス系)	3
文献調査・購読	2
卒業研究	8
特殊講義	1.2 又は 4